

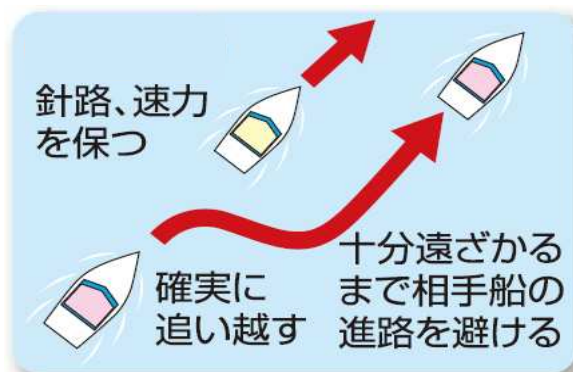
## おっと、危ない!!

知っているようで意外と理解されていない

## 基本的な海の交通ルール

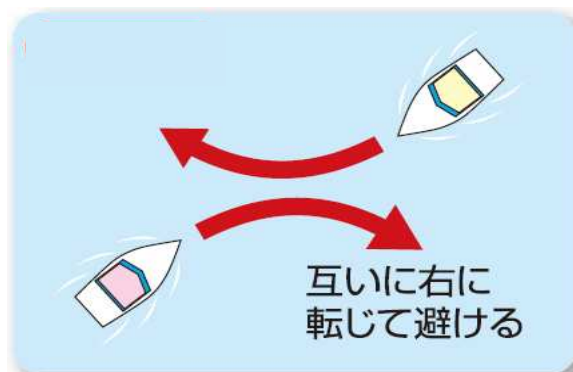
### 👉 追越し船

『追越し船は、追い越される船舶を確実に追越し、かつ、その船舶から十分に遠ざかるまでその船舶の進路を避けなければならない。』



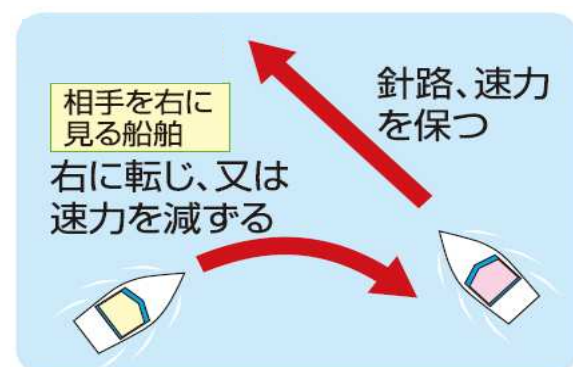
### 👉 行会い船

『2隻の動力船が真向かい又はほとんど真向かいに行き会う場合において衝突するおそれがあるときは、互いに他の動力船の左舷側を通過することができるようにそれぞれ針路を右に転じなければならない。』



### 👉 横切り船

『2隻の動力船が互いに進路を横切る場合において衝突するおそれがあるときは、他の動力船を右舷側に見る動力船は、当該他の動力船の進路を避けなければならない。』



動力船: 機関を用いて推進する船舶

詳細は、海上衝突予防法をご確認ください。

## 第二管区海上保安本部 海の安全推進室

宮城県塩釜市貞山通3-4-1  
(代表) 022-363-0111  
(直通) 022-365-9609

🔍 マリレよろず 検索

マリレ情報よろず屋URL>>> <http://www.kaiho.mlit.go.jp/02kanku/yorozuya/index.html>

# 小型船舶の遵守事項を守っていますか？

平成28年 7月 1日から

「見張りの実施義務違反」「発航前の検査義務違反」も行政処分の対象として追加されました！

平成30年 2月 1日から、救命胴衣の着用義務範囲が拡大されます。船室外の甲板上では、原則すべての乗船者に

「ライフジャケットを着用」させることが船長の義務になります！



モーターボートや水上オートバイなどのプレジャーボートその他の小型船舶を安全に利用していただくため、小型船舶操縦者(船長)に対し、法令で遵守事項が定められています。

酒酔い等操縦の禁止



危険操縦の禁止



免許者の自己操縦



事故時の人命救助



見張りの実施



発航前の検査



ライフジャケットの着用



## ■ 遵守事項違反点数

違反の内容	点数	他人を死傷させた場合
酒酔い等操縦、自己操縦義務違反、危険操縦、 見張りの実施義務違反	3点	6点
ライフジャケットの非着用、 発航前の検査義務違反	2点	5点

## ■ 行政処分基準

		過去1年以内の違反累積点数			
		3点	4点	5点	6点
過去3年以内の処分前歴	無	(処分の対象外)		業務停止1月	業務停止2月
	有	業務停止3月	業務停止4月	業務停止5月	業務停止6月

処分前歴とは、遵守事項違反等による処分又は海難審判所の判決による操縦免許に係る処分の前歴をいう。

暖かくなるにつれ、冬場使用していなかった船の事故が多くなります。久しぶりに出港する際は、**点検・整備**を確実にいきましょう!!



マリレ情報よろず屋  
～バックナンバーはこちら～

海の安全情報スマホ版サイト  
(沿岸域情報提供システム)

